



車両進入禁止



一時停止



一方通行



歩行者専用

一方通行などの標識の
ルールも車と同じです

※「自転車を除く」がついている場合を除く

目次

2-3	特集 自転車の違反に「青切符」
4-14	里都まちニュース
15	里都まちレポート①
16-20	インフォメーション
21	新着図書 俳句
22	里都まちレポート②

自転車は「車のなかま」!

ルールやマナーを守って

正しく乗りましょう

自転車は、道路交通法では軽車両に位置づけられています。道路を通行するときは、「車」として交通ルールや交通マナーを守り、安全運転を心がけましょう。

問合せ

地域防災課 ☎(81)1110

自転車安全利用五則

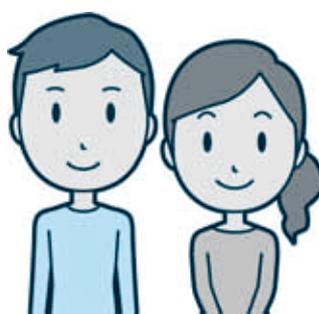
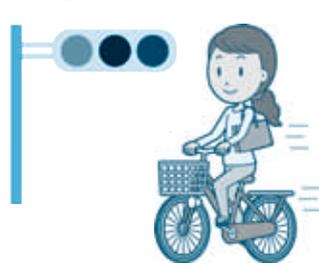
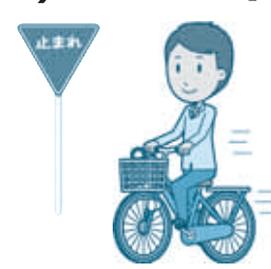
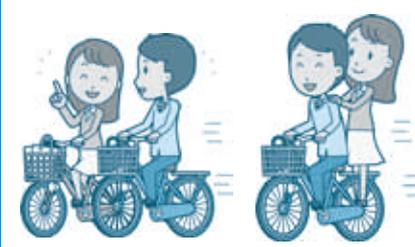
- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

※ヘルメットの着用は、令和5年4月1日に努力義務化されました。



4月から自転車の違反も **青切符** の対象になります

「青切符」とは、比較的軽微な交通違反をした運転手に対して、警察官から渡される交通反則告知書のことです。青い紙であることから「青切符」と呼ばれています。一定期間内に反則金を納めなかった場合、刑事処分の対象になることがあります。

<p>16歳以上が対象</p> <p>※16歳未満は指導警告</p> 	<p>携帯電話使用など (保持)</p> <p>反則金 12,000円</p> 	<p>信号無視、歩道通行、 逆走(右側通行)</p> <p>反則金 6,000円</p> 
<p>通行禁止違反、 一時不停止</p> <p>反則金 5,000円</p> 	<p>イヤホン・ヘッドホン 使用、傘さし運転</p> <p>反則金 5,000円</p> 	<p>並走、二人乗り</p> <p>反則金 3,000円</p> 

上記は一例です。対象となる違反行為は113種類あります。詳しくは、警察庁のホームページなどをご確認ください。

また、「飲酒運転」や「妨害運転」など特に悪質・危険で、かつ重大な違反をしたときや事故を起こしたときは、直ちに刑事罰対象の「赤切符」が交付され、刑事手続きを受けることになります。

HP <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/index.html>



【警察庁】
自転車ポータルサイト